

清流

令和7年11月1日発行

令和 7 年度



新旭土地改良区・安曇川沿岸土地改良区・鴨川流域土地改良区 合併予備契約書調印式



【立会人】
高島市長
今城克啓様

新旭土地改良区
理事長
庭川清治様

安曇川沿岸土地改良区
理事長
中川幸雄

鴨川流域土地改良区
理事長
西川研治様

【立会人】
高島農業農村振興事務所長
森修一様

令和7年7月30日、新旭・鴨川流域・安曇川沿岸の3つの改良区による合併予備契約が締結されました。

目次

◆ 理事長あいさつ ◆ 令和7年度連絡調整員の紹介 2
◆ 総代会の開催 ◆ 令和5年度決算 ◆ 令和7年度予算 3
◆ 令和6年度完了事業 ◆ かんがい事業補助金について 4
◆ 令和7年度実施予定事業 ◆ 県営かんがい排水事業の概要 5
◆ こんなときは届出が必要です(組合員の変更、農地転用、口座の変更) 6
◆ 転作による減額について ◆ 土地改良区の合併について 7
◆ 改良区からのお知らせ 8

ごあいさつ



安曇川沿岸土地改良区

理事長 中川 幸雄



晩秋の候、組合員の皆様におかれましては、ますます健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より当改良区の運営や業務の推進に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本年は積雪も少なく、心配していた田植え時期は無事に送水できたものの、空梅雨と6月から続く猛暑の影響により安曇川の水位が著しく低下し、深刻な水不足となりました。最も水が必要な出穂期に3日毎の交互送水を実施する異例の対応を余儀なくされ、多大なご不便をおかけしました。近年は異常気象などにより農業用水確保も困難を極めますが、安定した送水ができるよう尽力して参りますので、皆様にも適切な水管理にご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、本年は「令和の米騒動」とも呼ばれる米価の高騰と供給不足が発生しました。これにより消費者のコメ離れが懸念される一方、小規模農家には恩恵が届かず、厳しい経営状況が続いています。政府は減反政策の見直しと増産施策を検討していますが、重要なのは米価の安定と担い手不足の解消です。農業が安定し

た収入を得られる魅力的な職業であれば、自然と担い手も育ち、地域の持続可能な発展につながると考えています。

今年度実施の事業につきまして、田中井幹線や北畠井幹線の用水路改修工事などを計画しております。

また、機能保全計画策定業務では、合同井堰で土砂吐水門を上げて診断を行うため、幹線用水路が断水となります。皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

当改良区では、組織と財政基盤の強化を目的に、新旭土地改良区および鴨川流域土地改良区との合併に向けて協議を重ねて参りました。去る7月30日には合併予備契約の締結に至り、11月開催の臨時総代会において、合併の特別議決をお諮りします。ご承認いただきますと「高島市南部土地改良区」の設立委員会を発足させ、令和8年4月1日の合併認可に向けて手続き等を進めていく流れとなります。

最後に、組合員皆様のご健康とご多幸を祈願し、挨拶とさせていただきます。

令和7年度 連絡調整員の紹介(敬称略)

任期:令和7年4月1日～令和8年3月31日

下古賀	井上 公一	三 田	中 村 勇	三重生	多 胡 重 孝	安養寺	葉 原 隆 二	今 市	島 本 正 樹
上古賀	柿本 英雄	佐 賀	森 正 人	庄 墌	熊 谷 卓 也	北 畑	清 水 文 和	平 井	尾 島 徹 哉
長 尾	中 島 哲 三	沖 田	霜 降 利 浩	上 寺	横 井 栄 幸	藁 園	森 田 真 弘	田 井	饗 庭 庄 威
中 野	横 井 貴 志	北 出	石 島 一 明	十八川	八 木 権 次	深 溝	上 原 直 治	森	葉 原 和 也
南古賀	中 村 耕 一	三 尾 里	土 井 康 司	青 柳	柴 田 敬 三	針 江	森 田 重 樹	堀 川	森 田 一 男
南 市	松 田 安 浩	西 万 木	岩 谷 忠	新 庄	桑 原 浩 二	五十川	木 村 勝 治	山 形	八 田 康
下ノ城	横 井 良 行	五 番 領	中 村 峰 雄	川原市	岡 田 わたる	米 井	中 西 裕	霜 降	北 村 忠 雄
仁和寺	村 山 雅 和	馬 場	熊 谷 彰	井 ノロ	井 上 孝 司	辻 沢	足 立 功		

第75回 通常総代会を開催

総代会提出議案

- 第2号議案 令和6年度 一般会計補正予算(第1号)
 第3号議案 令和6年度 一般会計補正予算(第2号)
 第4号議案 令和7年度 事業計画について
 第5号議案 令和7年度 決済金算定基準の変更について
 第6号議案 令和7年度 役員報酬について
 第7号議案 令和7年度 組合費の賦課徴収方法について
 第8号議案 令和7年度 歳計現金の預入先について
 第9号議案 令和7年度 一時借入金について
 第10号議案 令和7年度 長期借入金について(県営かんがい排水事業)
 第11号議案 令和7年度 長期借入金について(県営経営体育成基盤整備事業)
 第12号議案 令和7年度 一般会計予算について



令和7年3月15日開催の通常総代会において、議案審議の結果、上記の12議案が原案どおり全て可決承認されました。

令和5年度 一般会計 収支決算報告

令和6年12月21日開催の
第92回臨時総代会において
可決されました。

収入	決算額	支出	決算額
1 土地改良事業費収入	53,933,713 円	1 土地改良事業費支出	54,883,200 円
2 附帯事業収入	1,084,780 円	2 一般管理費支出	35,708,541 円
3 基本財産運用収入	0 円	3 土地改良事業負担金支出	8,901,000 円
4 特定資産運用収入	81,528 円	4 借入金返済支出	2,803,100 円
5 補助金等収入	34,830,000 円	5 支払利息	269,724 円
6 交付金収入	5,040,000 円	6 固定資産取得支出	0 円
7 寄付金収入	0 円	7 特定資産積立支出	5,004,706 円
8 雑収入	810,181 円	8 雑支出	30,700 円
9 借入金収入	8,901,000 円	9 予備費	0 円
10 特定資産取崩収入	2,534,520 円		
11 固定資産売却収入	0 円		
12 前年度繰越金	3,600,302 円		
合計	110,816,024 円	合計	107,600,971 円

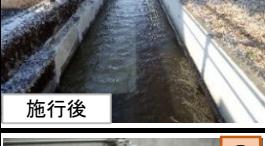
【差引額】 3,215,053 円 を令和6年度に繰越しました。

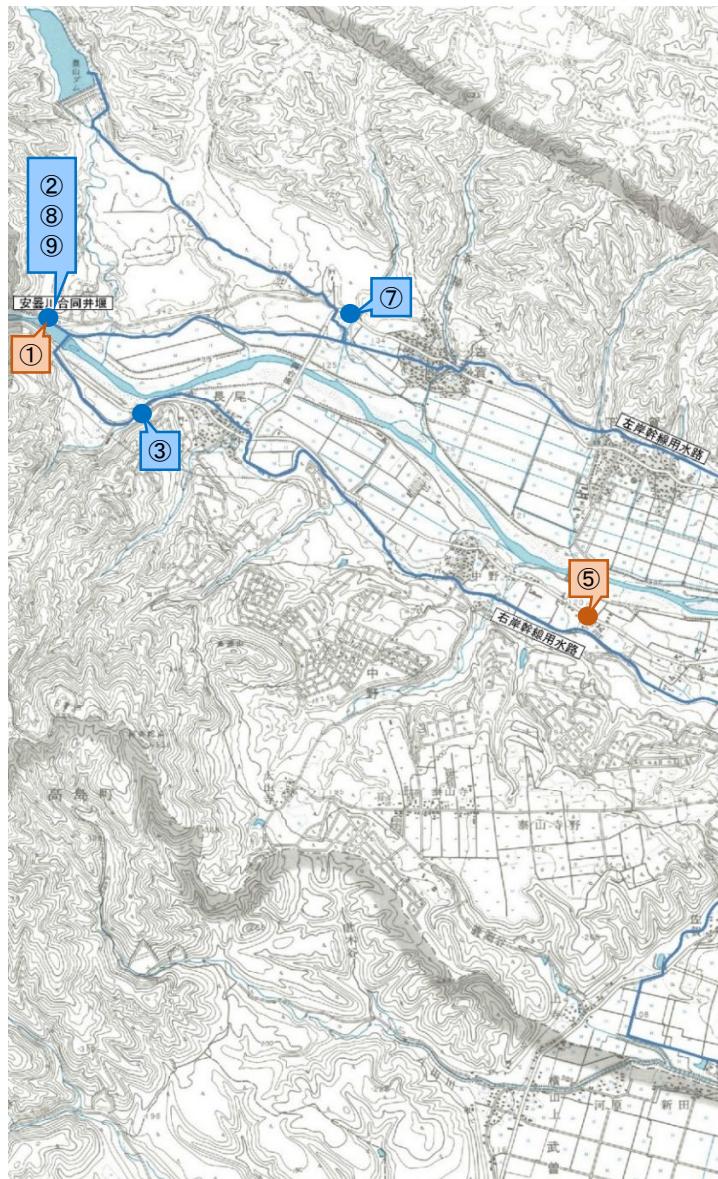
令和7年度 一般会計 収支予算報告

令和7年3月15日開催の
第75回通常総代会において
可決されました。

収入	予算額	支出	予算額
1 土地改良事業費収入	56,484,000 円	1 土地改良事業費支出	76,436,000 円
2 附帯事業収入	695,000 円	2 一般管理費支出	40,221,000 円
3 基本財産運用収入	2,000 円	3 土地改良事業負担金支出	5,402,000 円
4 特定資産運用収入	290,000 円	4 借入金返済支出	429,000 円
5 補助金等収入	49,895,000 円	5 支払利息	261,000 円
6 交付金収入	7,064,000 円	6 固定資産取得支出	3,004,000 円
7 寄付金収入	1,000 円	7 特定資産積立支出	29,500,000 円
8 雑収入	794,000 円	8 雑支出	82,000 円
9 借入金収入	5,400,000 円	9 予備費	1,000,000 円
10 特定資産取崩収入	31,205,000 円		
11 固定資産売却収入	5,000 円		
12 前年度繰越金	4,500,000 円		
合計	156,335,000 円	合計	156,335,000 円

令和6年度 完了事業

①安曇川合同井堰塗装補修工事	
塗装補修 一式 土砂吐ゲート、取水ゲート、手摺等	
土地改良施設維持管理適正化事業	施行後
②田中井幹線用水路補修工事	
水路改修 L型水路（内高）600 L=56.0m	
土地改良施設維持管理適正化事業	施行後
③南古賀揚水機場分解整備工事	
オーバーホール 一式	
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	施行後
④井ノ口簡易ゲート設置工事	
簡易ゲート設置 一式	
改良区単独事業	施行後
⑤中野地区水路補修工事	
水路壁補修 一式 L=1.7m	
改良区単独事業	施行後



かんがい事業の補助金について

安曇川沿岸土地改良区では、受益地内の集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合を対象に用水路の整備補修等に係る事業費に対して補助金を交付しております。

ただし、多面的機能支払交付金を受けている事業は対象外となります。

※ 補助金交付には集落から要望書の提出が必要となりますので、詳細は改良区までお問合せください。

【要望書提出期日】

令和8年度実施予定の場合
令和7年12月末日まで

対象者	安曇川沿岸土地改良区の地区内受益者が加入している団体 《集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合》		
対象事業	上記対象者が施工した1事業の事業費が10万円以上の事業		

対象経費	補助率	限度額
① 用排水路の整備補修に係る事業費 (地元100%負担)	対象事業費の30%以内	40万円以内
② 用排水路の整備補修に係る事業費 (県又は市の補助を受ける)	県または市補助事業残の30%以内	30万円以内
③ 県営幹線用水路沿いの防草シート敷設に係る事業費	対象事業費の50%以内	20万円以内

※ 補助金は予算の範囲内で補助対象者に対し補助するものとします。

令和8年度(合併後)も、安曇川沿岸地区でのかんがい事業補助金の交付は継続する予定です。

令和7年度 実施予定事業



【工事による断水について】

安曇川合同井堰の機能診断に伴い、右岸・左岸幹線用水路が断水となります。

畑の水や鯉の水等は各家庭で対応いただきますようお願い致します。

皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

①左岸4号・5号分水工余水吐ゲート改修工事
余水吐ゲート改修 2基
土地改良施設維持管理適正化事業
②安曇川合同井堰雨量計等設置工事
雨量計交換、気温計設置
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業
③長尾余水吐ゲート補修工事
巻上機の部品交換
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業
④田中井幹線用水路改修工事
三面張水路 (B) 1900×(H) 550 L=5.5m
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業
⑤左岸幹線用水路撤去工事
廃線水路撤去 一式
小規模土地改良事業
⑥北畠井幹線用水路改修工事
三面張水路 (B) 1850×(H) 550 L=10.3m
小規模土地改良事業
⑦奥山ダム水管理体制御システム不具合点検復旧工事
システム不具合の点検・復旧 一式
小規模土地改良事業
⑧水利使用検討業務
水利権更新資料作成 一式
農業水利施設保全合理化事業
⑨機能保全計画策定業務
安曇川合同井堰 機能診断・保全計画書策定 一式
農業水利施設保全合理化事業

【断水期間中のお願い】

畑の水や鯉の水等は各家庭で対応をお願いします。

令和7年度 県営かんがい排水事業等の概要

	事業内容	事業年度	施工場所	全体事業費	本年度事業費	改良区負担金	本年度施工内容
県営農業用河川 工作物応急対策事業 (安曇川地区)	床止工護岸・護 床ブロック改修	令和4年度 ～ 令和11年度	安曇川町 長尾地先	1,390,000,000 (円)	186,673,600 (円)	- (円)	床止工 一式 実施設計
基幹水利施設保全型 安曇川左岸3期地区	管水路改修 法面補修	令和5年度 ～ 令和7年度	新旭町 安井川地先	73,000,000 (円)	49,523,780 (円)	1,800,000 (円)	急流工 一式 実施設計
基幹水利施設保全型 安曇川沿岸2期地区	隧道工等改修	令和5年度 ～ 令和10年度	安曇川町 上古賀地先	690,000,000 (円)	52,401,000 (円)	700,000 (円)	隧道工 一式 実施設計

こんなときは届出が必要です

★届出用紙が必要な方はご連絡ください
(HPからダウンロード可能)【電話:0740-33-0009】

組合員を変更するとき

下記のように組合員に変更がある場合は、改良区まで届出をしていただく必要があります。

届出がない場合、従前の方に賦課金がかかってしまいますので、期日までに提出をお願いします。

・耕作者の変更	違う人に耕作してもらう、所有者に返すなど
・農地の移動	売買、賃貸借、交換など
・名義変更	経営移譲、生前贈与、組合員の死亡など
・住所変更	

組合員資格喪失通知書

を改良区に提出

令和8年度から
変更する分 令和8年3月31日締切

※※※ 期日までの提出にご協力をお願いします ※※※

※ 改良区に用紙の提出がない限り、組合員の変更ができません。

農業委員会や農業共済への届出とは別に、改良区にも届出をしていかないと、組合員は変更されません。

※ 締切を過ぎて(4月1日以降)提出された場合は、翌年度の変更となります。

※ 土地改良法第42条第1項の規定により、滞納賦課金がある場合は、新資格者に承継されますのでご留意ください。

※ 農地中間管理機構を経由する場合、機構からの報告により受け手の方が改良区の組合員となります。



中間管理機構からの情報提供により組合員の変更をしますが、タイミングにより次年度の変更に間に合わない場合があります。

組合員を変更するとき

田から地目を変更する場合、地区除外の手続きと決済金の納付が必要となります。

農地転用の際は、事前に改良区までお問合せください。

・田を宅地等へ転用
・公共事業用地(道路等)による転用(寄付含む)
・田畠転換するとき



農地転用等の通知および意見書交付願い

(該当地のみ「地区除外申出書」が必要)

を改良区に提出



地区除外決済金

と引換えに意見書を発行します

※ 意見書は、農業委員会への届出に必要な書類です。

令和7年度 決済金単価 1m² あたり 170 円

※ 農地転用の際は、土地改良法第24条の規定により、面積に応じて地区除外決済金を納付していただく必要があります。

決済金単価には物価上昇率などが含まれており、年度ごとに変動します。(4月1日を基準に単価が変わります)

※ 地区から除外されるのは翌年度からとなります。届出される年度の賦課金は一年分納付していただく必要がありますのでご注意ください。

※ 田畠転換の際にも、改良区の意見書が必要となります。農地転用と同様に地区除外の手続きと決済金の納付が必要です。

口座振替契約するとき

専用の用紙がありますので、新規契約や振替口座変更の際は
改良区までお問い合わせください。

【振替指定日】(休日の場合は翌営業日)

・前期：4月末日 ・後期：11月末日

※ 再振替は行っておりません。

※ 口座振替にかかる手数料は、改良区で負担しております。

【口座振替ができる金融機関】

レーク滋賀農協、滋賀銀行、関西みらい銀行
滋賀県信用組合、ゆうちょ銀行

※ 上記以外の金融機関では口座振替ができません。

改良区は 4月1日 を基準に賦課しています

耕作権の移動、名義変更、
売買や農地転用(地区除外)など

次年度に組合員の変更がある場合は、

3月末日 までに提出を!

- ・基準日を過ぎると、組合員の変更は翌年度となります。
- 一年間の賦課金が従前の方にかかりますので、ご留意ください。
- ・地区除外決済金の単価も、4月1日を基準に変更されます。

転作による減額について

当改良区では転作がある場合、再生協議会のデータをもとに**事業賦課金の半額措置**を実施しています。

転作がある場合は、**後期の賦課金を減額**しておりますので、納入通知書をご確認ください。

なお、再生協議会のデータに転作の記載がないと減額の対象となりませんので、ご注意ください。

○ 減額になる例	×	減額にならない例	×	よくあるご質問
保全管理(全部)(部分)		主食用水稻、加工用米		Q 田を作っていないが、減額にならないのですか？
小豆、大豆、大根などの作物名		WCS用稻、飼料用米		A 再生協議会のデータにない場合は減額できません。
自家用野菜		新規需要米(輸入用)		また、水を使う作物は減額の対象なりません。
景観レンゲ、景観コスモス		青刈(助成金対象外)		Q 4月と11月の賦課金額が違うのは何故？
農業用施設用地	など	多収性専用品種(飼料用米)		A 4月は年間の賦課金額(減額前)をお知らせしています。
		飼料作物(耕畜連携 資源循環対象)		転作があると、11月の賦課金は減額されます。
転作がある場合		調整水田(全部)(部分)		Q どの田が転作になっているか確認したい。
事業賦課金半額		養魚池、養魚水田	など	A 納入通知書裏面の土地一覧でご確認いただけます。
後期の賦課金を減額します		水を使う作物は減額の対象外		

土地改良区の合併について

**新旭・鴨川流域・安曇川沿岸
3つの土地改良区は合併します**

土地改良区は受益範囲内の組合員によって設立された団体で、生産基盤の整備を通じて、農業の発展や食料の安定供給、さらには地域の環境保全等にも寄与していますが、組合員の高齢化が進む中で後継者が近くにいなため相続放棄の土地や耕作放棄地が非常に多くなっていることに加え、昨今の厳しい農業情勢等により財政基盤が脆弱化しつつあります。

このような状況に対応するためには、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するとともに、事業完了後の土地改良施設の適正な維持管理体制を確立し、経営基盤を強化する必要があります。

農業・農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応していく土地改良区を目指し、より効率的な組織運営と組合員の負担軽減に向けて、合併を積極的に進める必要があると考えています。

去る7月30日には、新旭・鴨川流域・安曇川沿岸の3つの土地改良区による合併予備契約が締結されました。

【合併のメリット】

- ◇維持管理を統一的・一体的に行うことができる
- ◇業務を大規模に纏めて発注する事で経費節減と事務の迅速化が可能
- ◇職員体制の充実により、運営・維持管理等の業務効率化が図れる
- ◇役職員体制強化による組合員へのよりよいサービス提供が可能
- ◇災害等緊急時の危機管理対応の充実
- ◇事務所統一による事務所運営経費等の経費節減

【賦課金について】

合併前の土地改良区の賦課基準で賦課します。

改良区ごとに単価や請求先が異なりますが、合併前の賦課基準でそれぞれ賦課します。(これまでと変わりません)
(安曇川沿岸地区の場合)

・経常賦課金:2,600円 ・事業賦課金:4,000円 (10a当たり)

【合併の時期】

令和8年4月1日(予定)

【名称】

高島市南部土地改良区

新旭・鴨川流域・安曇川沿岸土地改良区は解散します。

【事務所】

高島市安曇川町下小川1912番地

新旭・安曇川沿岸の事務所は閉鎖されます。

現在の鴨川流域土地改良区事務所が新改良区の事務所となります。

【財産について】

財産は、新土地改良区に引き継がれます。

合併前に所有権を有する改良区毎に管理・活用・処分を行います。

【基金及び積立金について】

旧改良区のそれぞれの地区のために活用します。

【今後の予定】

令和7年11月22日	臨時総代会(合併議決)
令和7年12月頃～	設立委員会発足
令和8年4月1日	合併認可・公告
令和8年4月	総代選挙・設立総代会開催

改良区からのお知らせ

水路清掃について

皆様には大変厳しい状況の中ご参加いただき誠にありがとうございます。

水路清掃については、集落から様々なご意見を頂戴しておりますが、これまで通り実施せざるを得ないのが現状です。

万一、怪我などされた場合は、一日限りの保険に加入しておりますので、当日中に改良区までご報告をお願いします。

水路清掃は毎年7月と3月の第3日曜日に実施します。

【今後の予定】

春期：令和8年3月15日

夏期：令和8年7月19日

※ 水路清掃の前日に幹線用水路の水を止めます。

鯉の水などは、各家庭で対応をお願いします。



- ◆ 改良区では、幹線用水路沿いの防草シート敷設にかかる事業費に対して補助金を交付しております。(4ページ参照)
- 検討される集落がありましたら、改良区までお問合せください。
(改良区が合併しても、補助金の交付は継続します)

水路には絶対近づかないでください



改良区の管理する水路には危険な箇所がありますので、付近を通行する際は十分注意してください。特に、台風や豪雨で増水した水路には絶対に近づかないでください。

★ 組合員に変更がある場合は、改良区まで届出を！
(各種届出については、6ページをご覧ください)

改良区へのお問合せは、

0740-33-0009 まで

水管管理について

◆公平な配水を実施するため 用水のかけ流しはやめましょう！

かけ流しは、用水不足を招く原因となりますので、水門・田んぼの用水・排水の適切な管理をお願い致します。

◆ゴミや草、雪などを水路に落とさない！

水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなつて迷惑がかかります。
また、水路があふれる原因にもなりますので、刈った草やゴミ、雪などは水路に捨てず各自で適切に処理してください。

◆豪雨時の堰板は各々適切な管理を！

豪雨時には水路の水があふれる原因になりますので、各自で設置されている堰板は各々適切な管理をお願いします。

すべての場所に水が行き渡るよう、
適切な水管管理にご協力をお願いします。



【発行所】安曇川沿岸土地改良区

【発行人】理事長 中川幸雄

【住所】〒520-1202

滋賀県高島市安曇川町下古賀1543番地1

【電話】0740-33-0009

【FAX】0740-33-0093

【メール】mail@adogawaengan.com

【ホームページ】<https://www.adogawaengan.com>

◆ 改良区からのお知らせ配信中 ◆

下記のQRコードから登録できます



LINE
友だち追加



メール
配信登録

